

〔京都御役所向大概覺書 五〕京六角堂前鐘之事

一六角堂前つき鐘之儀、下京町中より、鐘つき候者之給銀出之候外に、京都町之内に時之鐘つき候場所無之、

但鐘之銘には、慶長年中、六角堂之鐘之様に相見へ候由、寛永五子年、鐘撞堂致類燒候、其後正徳六申年、鐘撞堂再興相願、右同年六月廿四日より鐘爲撞申候、

〔見た京物語〕時の鐘は、夜計五つを初夜、九つを後夜とて撞く、捨鐘ニヅ、なり、

〔大坂諸一覽之寫〕町中時之鐘

一釣鐘　釣鐘上之町に有之、御城より八丁西手、

〔大坂町中承傳記〕御釣鐘經營之事

一鐘鑄之場所は、今堀詰高村尾邊り、野原之川端ニテ、運送宜敷、此所ニ鑄立候由

一右被下御銀、鐘樓普請之入用ニ仕候由、無勿體御事と、總年寄相談之上、鐘之湯中ニ奉鑄籠候由、其時之衆評、一同之人情誠ニ可感御事ニ候、依之中興迄、公儀之御鐘と唱候由、

鐘樓之場所者、地子銀御赦免之節出御之御矢倉筋之高地、今之釣鐘屋鋪、表口七間、裏行は拾三間半、代銀四十三匁、千肴五拾枚、酒壹升相添遣、被求候之由、

○按ズルニ、本文中右被下御銀トアルハ、寛永十一年、家光上洛ノ時、大坂市中ニ賜ヒシ銀ヲ謂フナリ、

〔江戸砂子〕時の鐘　石町三丁目北側の新道にあり、此鐘は御城内よりくだりたると云、數度の回祿にて、鐘の聲あしく成しかば、その後椎名伊豫これを鑄直せり、黄渉調にて長久の音と云、〔寺社法則 下〕文化八未四月

書面御領分信州綿内村近邊は時之鐘無之、多分山中ノ村故、一體に刻限相分兼差支候に付、正満